

1 第1回検討委員会の新型コロナウイルス融資制度に関する主な意見

第1回検討委員会の新型コロナウイルス融資制度に関する主な意見

- ①新型コロナウイルス感染症について、どの業種も影響を受けており、長期化した場合は、資金繰りや雇用状態の悪化により、地域経済の停滞が想定される。
- ②融資限度額は、大きく設定する必要はないが、無利子及び保証料全額補助の融資は重要が高いと考える。
- ③事業者負担を減らし、迅速な審査ができるために、申請は比較的簡易な形が良い。

+

緊急対策運転資金融資あっせん制度の概要		新たな融資あっせん制度への検討事項	
利用条件	①営業期間について ・同一事業を1年以上継続して営業していること。 ・法人については、市内に継続して1年以上法人の本店又は支店等を有すること。 ・個人については、住民基本台帳に記録されている者で市内に継続して1年以上住所と事業所を有すること。 ②納税について ・市税の納税義務者であって、納期到来分までを完納していること。 ③対象条件 ・最近3カ月の月平均売上額がその前年の同期に比べて10パーセント以上減少していること、又は最近1年間の売上額がその前年に比べて10パーセント以上減少していること。 ・現在この制度による資金の融資を受けていないこと。	⇒	各条件を基に利用条件を検討する。
			① 創業者も対象とした方がよいか。
			② 納税が猶予されている事業者は対象とすべきか。
			③-1 セーフティネットに合わせて直近の1か月と見込みの2か月を前年同月で比較するべきか。
			③-2 減少率は何パーセント以上が良いか。
資金用途	運転資金	⇒	運転資金
融資限度額	500万円	⇒	要検討
償還期間	5年	⇒	要検討
据置期間	なし	⇒	要検討
利子	2.200%	⇒	要検討
利子補給	全額補助	⇒	全額補助
保証料の補助について	全額補助	⇒	全額補助